

広域防災の推進について

平成 23 年 9 月 10 日

広域防災局

目 次

| | | |
|-----|----------------------------------|----|
| I | 台風第12号による関西広域連合構成府県等の被害状況及び活動状況等 | 1 |
| II | 東日本大震災に対する支援活動概要 | 7 |
| III | 広域防災対策の推進 | 13 |
| | 【参考資料】 | |
| | 関西防災・減災プラン(仮称)中間案 | 16 |

1 台風第12号による関西広域連合構成府県等の被害状況及び活動状況等

1 被害状況

(1) 被害状況

| 府県名 | 人的被害 | | | | 住家被害 | | | | | 非住家被害 | | 崖くずれ箇所 |
|------|---------|------------|---------|---------|---------|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|--------|
| | 死者 人 | 行方不明者 人 | 負傷者 | | 全壊 棟 | 半壊 棟 | 一部破損 棟 | 床上浸水 棟 | 床下浸水 棟 | 公共建物 棟 | その他 棟 | |
| | | | 重傷 人 | 軽傷 人 | | | | | | | | |
| 滋賀県 | | | 6 | 2 | | | 3 | | 1 | 1 | 12 | |
| 京都府 | | | 2 | 5 | | | 8 | | | 1 | | |
| 大阪府 | | | | 2 | | | 1 | | 1 | | | 1 |
| 兵庫県 | 1 | | 1 | 16 | 2 | 1 | 4 | 1,201 | 3,744 | | | |
| 和歌山県 | 38 | 34 | 1 | 5 | 63 | 10 | 79 | 1,153 | 971 | 7 | 45 | 134 |
| 鳥取県 | | | | | | | 2 | | | 1 | 3 | 3 |
| 徳島県 | 3 | 0 | | 1 | 2 | 1 | 5 | 37 | 318 | | | 3 |
| 福井県 | | | | | | | | | | | | |
| 三重県 | 2 | | 4 | 10 | 8 | | 26 | 62 | 142 | | 1 | 82 |
| 奈良県 | 4 | 20 | 3 | 1 | 13 | 1 | 5 | 86 | 11 | | | 50 |

■和歌山県及び徳島県の被害状況

| 人的被害 | | |
|------|-------|---|
| 和歌山県 | 死者 | 38名（田辺市4名、日高川町3名、みなべ町1名、那智勝浦町19名、新宮市11名） |
| | 行方不明者 | 34名（新宮市4名、田辺市7名、那智勝浦町21名、有田川町1名、日高川町1名） |
| | 負傷者 | 6名（御坊市1名、有田川町1名、印南町1名、田辺市1名、那智勝浦町1名、かつらぎ町1） |
| 徳島県 | 死者 | 3名（三好市1名、佐那河内村1名、阿南市1名） |
| | 行方不明者 | 0名 |
| | 負傷者 | 1名（石井町1名） |
| 住家被害 | | |
| 和歌山県 | 全壊 | 63棟（日高川町50棟、紀美野町6棟、田辺市4棟等） |
| | 半壊 | 10棟（紀美野町6棟、日高川町2棟等） |
| | 一部損壊 | 79棟（白浜町34棟、串本町18棟、紀美野町4棟等） |
| | 床上浸水 | 1,153棟（古座川町512棟、那智勝浦町180棟、白浜町151棟等） |
| | 床下浸水 | 971棟（那智勝浦町276棟、串本町137棟、白浜町122棟等） |
| 徳島県 | 全壊 | 2棟（三好市） |
| | 半壊 | 1棟（三好市） |
| | 一部損壊 | 5棟（鳴門市2棟、阿南市1棟、阿波市1棟等） |
| | 床上浸水 | 37棟（阿南市6棟、吉野川市2棟、三好市1棟、那賀町17棟、美波町10棟、東みよし町1棟） |
| | 床下浸水 | 318棟（鳴門市6棟、小松島市7棟、阿南市119棟、吉野川市70棟、美馬市1棟、三好市6棟、佐那河内村2棟、那賀町14棟、美波町63棟、海陽町30棟） |

(2) 避難状況

| 府県名 | 避難指示 | | 避難勧告 | | 避難準備情報 | | 実避難者数 |
|------|--------|--------|-------|-------|--------|------|-------|
| | 対象世帯数 | 対象人数 | 対象世帯数 | 対象人数 | 対象世帯数 | 対象人数 | |
| 滋賀県 | | | | | | | 11 |
| 京都府 | | | | | | | |
| 大阪府 | | | | | | | |
| 兵庫県 | | | | | | | 6 |
| 和歌山県 | 13,454 | 26,753 | 560 | 1,133 | | | 913 |
| 鳥取県 | | | | | | | 24 |
| 徳島県 | | | | | | | |
| 福井県 | | | | | | | |
| 三重県 | | | 681 | 1,375 | | | 624 |
| 奈良県 | 39 | 78 | 335 | 725 | 1 | 2 | 356 |

(3) 土砂災害

| 都道府県名 | 土石流等 | 地すべり | がけ崩れ | 市町村数 | 市町村名 |
|-------|------|------|------|------|---------------------------|
| 滋賀県 | 2 | | | 1 | 大津市 |
| 京都府 | | | | | |
| 大阪府 | | | | | |
| 兵庫県 | 1 | | | 1 | 加古川市 |
| 和歌山県 | 6 | | 2 | 3 | 田辺市、みなべ町、有田川町 |
| 鳥取県 | 2 | | 6 | 5 | 大山町、倉吉市、米子市、南部市、鳥取市 |
| 徳島県 | 1 | | 3 | 2 | 三好市、那賀町 |
| 福井県 | | | | | |
| 三重県 | 2 | | 4 | 2 | 伊賀市、紀宝町 |
| 奈良県 | 7 | | 3 | 6 | 黒滝村、十津川村、御杖村、曾爾村村、天川村、川上村 |

(4) ライフライン

○停電戸数

| 管内 | 停電戸数 | 停電中の戸数 |
|------|-----------|----------------------|
| 関西電力 | 約194,000戸 | 約5,560戸 9月9日 9:00 現在 |
| 四国電力 | 約34,000戸 | 復旧済み 9月5日 17:00 現在 |
| 中国電力 | 約28,000戸 | 復旧済み 9月4日 9:00 現在 |
| 中部電力 | 約60,000戸 | 2戸 9月8日 17:00 現在 |

○断水戸数

| 都道府県名 | 総断水戸数 | 現在断水戸数 | 備考 |
|-------|----------|----------|----|
| 滋賀県 | | | |
| 京都府 | | | |
| 大阪府 | 133 戸 | 83 戸 | |
| 兵庫県 | 327 戸 | 復旧済み | |
| 和歌山県 | 32,779 戸 | 11,555 戸 | |
| 鳥取県 | 580 戸 | 23 戸 | |
| 徳島県 | | | |
| 福井県 | | | |
| 三重県 | 16,920 戸 | 8,440 戸 | |
| 奈良県 | 982 戸 | 321 戸 | |

※ 現在、給水車等により応急給水中

○通信関係の状況

| | 事業者 | 被害状況等 |
|------|-----------|--|
| 固定電話 | NTT 西日本 | 加入電話：和歌山県で約 32,000 回線、三重県で約 190 回線、奈良県で約 4,000 回線が使用不可 ISDN：和歌山県で約 6,000 回線、三重県で約 40 回線、奈良県で約 1,000 回線が使用不可 光電話：和歌山県で約 3,600 回線が使用不可 |
| | KDDI | ケーブルテレビ電話：和歌山県で 415 回線、三重県で 260 回線が使用不可 |
| | ソフトバンク | 専用線：和歌山県で 61 回線、奈良県で 16 回線が使用不可 |
| 携帯電話 | NTT ドコモ | 和歌山県で 147 局、奈良県で 97 局、三重県で 35 局が停波 |
| | KDDI (au) | 和歌山県で 44 局、奈良県で 44 局、三重県で 32 局が停波 |
| | ソフトバンク | 兵庫県で 1 局、和歌山県で 177 局、奈良県で 79 局、三重県で 49 局が停波 |
| | イーモバイル | 兵庫県で 1 局、和歌山県で 1 局が停波 |

■和歌山県及び徳島県のライフラインの状況

| | | |
|------|----|---|
| 和歌山県 | 電力 | 停電未復旧軒数 約 2,800 軒 (9 月 9 日 9:00 現在) 田辺市、新宮市、みなべ町、白浜町、那智勝浦町 |
| | 水道 | 水道未復旧戸数 11,555 戸 (9 月 8 日 4 時 30 分現在) 日高川町、田辺市、みなべ町、すさみ町、新宮市、那智勝浦町 |
| 徳島県 | 電力 | 復旧済み (ピーク時 9 / 3 4,857 戸) |
| | 水道 | 被害無し |

(5) 道路の通行止めの状況

| 府県名 | 都道府県管理国道力所数 | 都道府県道力所数 |
|------|-------------|----------|
| 滋賀県 | | 1カ所 |
| 京都府 | | 1カ所 |
| 大阪府 | | |
| 兵庫県 | 1カ所 | 11カ所 |
| 和歌山県 | 14カ所 | 40カ所 |
| 鳥取県 | | 13カ所 |
| 徳島県 | | 8カ所 |
| 福井県 | | |
| 三重県 | 6カ所 | 21カ所 |
| 奈良県 | 4カ所 | 15カ所 |

(6) 鉄道の運行休止の状況

| 事業者名 | 路線名 | 区間 | 備考 |
|--------|-----|-----------|---------------------|
| JR東海 | 紀勢線 | 多気駅～新宮駅 | 井戸川橋りょう 流出、熊野市駅冠水 |
| JR西日本 | 紀勢線 | 新宮駅～白浜駅 | 那智川橋りょう流出、新宮駅、白浜駅冠水 |
| | 因美線 | 美作加茂駅～智頭駅 | 那岐駅～美作河井駅土砂流入 |
| JR四国 | 牟岐線 | 日和佐駅～牟岐駅 | 辺川駅～牟岐駅 築堤崩壊 |
| 南海電気鉄道 | 高野線 | 橋本駅～紀伊清水駅 | 紀ノ川橋りょう損傷 |
| 三岐鉄道 | 三岐線 | 山城駅～三里駅 | 朝明川橋りょう損傷 |

2 構成府県等における災害対策本部等の設置状況

| 府県名 | 体制 |
|------|---|
| 滋賀県 | 9月2日 14時14分 警戒2号体制 9月5日 8時6分 解除 |
| 京都府 | 9月2日 13時33分 災害警戒本部警戒2号配備 9月4日 17時15分 災害警戒本部警戒1号配備 9月4日 22時 解除 |
| 大阪府 | 9月2日 17時30分 防災・危機管理指令準備部設置 9月5日 7時 解除 |
| 兵庫県 | 9月2日 12時20分 災害警戒本部設置 |
| 和歌山県 | 9月2日 19時5分 配備体制2号 9月4日 8時 災害対策本部設置 |
| 鳥取県 | 9月2日 15時 災害警戒本部設置 9月3日 9時 災害対策本部設置 9月4日 16時45分 注意体制 |
| 徳島県 | 9月2日 18時 災害対策本部設置 9月4日 10時 災害対策連絡本部へ移行 9月4日 14時 解除 |
| 福井県 | 9月2日 15時 警戒体制 9月5日 8時30分 解除 |
| 三重県 | 9月1日 21時9分 災害対策本部設置 |
| 奈良県 | 9月2日 3時34分 風水害等災害警戒体制2号警戒配備 9月4日 8時30分 災害対策本部設置 |

3 関西広域連合構成府県等の対応

(1) 職員等の派遣

- ・ 9月2日(金) 広域防災局情報収集体制
- ・ 9月5日(月) 福井県から奈良県へ情報収集の職員2名を派遣
- ・ 9月6日(火) 広域防災局(兵庫県)職員2名を情報収集と応援ニーズの把握のため和歌山県へ派遣
大阪府から奈良県へ情報収集の職員2名を派遣
兵庫県から三重県に消防防災ヘリ派遣(緊急物資搬送)
- ・ 9月7日(水) 福井県から奈良県へ消防防災ヘリ派遣(物資運搬用)
京都府から奈良県へ情報収集の職員2名を派遣

和歌山県のニーズ把握を踏まえ、専門職の派遣等を検討する。

(2) ボランティアの派遣

- ・ ひょうごボランティアプラザから先遣隊として職員2名が現地でニーズ調査(9月8日)。
- ・ 関西広域連合構成府県等からの和歌山県へボランティアを派遣予定。
当面、特にどろかき、家財整理、がれき除去等のボランティアが必要と想定され、ニーズ調査により現地と調整しながら派遣を行う。

(3) 物資の支援

- ・ 9月7日(水) 兵庫県から飲料水(500ml)12,000本、水携帯用ポリ容器(6ℓ)1,800枚を第一陣として和歌山県新宮市に送付
京都府から飲料水(500ml 3,000本、550ml 840本、1.5ℓ 712本、2.0ℓ 936本)を和歌山県田辺保健所に送付
鳥取県から飲料水(2.0ℓ 1,178本、8.0ℓ 1本、2.0ℓ ジュース・茶 430本、550ml 缶ジュース 55本)を和歌山県新宮保健所に送付
- ・ 9月8日(木) 徳島県から飲料水(2.0ℓ 2,490本)を和歌山県日高川町に送付
兵庫県から仮設トイレを16基、新宮市、那智勝浦町に送付
京都府から給水用ポリタンク・応急給水袋2,630個を田辺市水道事業所に送付
徳島県から給水袋(16ℓ)120袋を新宮市役所に送付
- ・ 9月9日(金) 大阪府から飲料水(490ml 12,000本)を和歌山県日高川町に送付
滋賀県から折りたたみ式給水袋50袋を新宮市役所に送付

【参考：近畿府県の市町の支援】

| 支援政令市 | 支援先 | 支援内容 |
|-------|-----------|--------------------------------------|
| 京都市 | 田辺市 | 災害用備蓄飲料水 5,000本 |
| 大阪市 | 田辺市 | ペットボトル飲料水 11,600本 |
| 堺市 | 那智勝浦町 | ペットボトル飲料水 5,000本、給水袋 2,000枚、給水車派遣 |
| 東大阪市 | | 給水車の派遣 |
| 豊中市 | | 給水車の派遣 |
| 泉大津市 | 日高川町 | 毛布 200枚 |
| 神戸市 | 田辺市 | ペットボトル飲料水 5,000本、携帯用ポリ容器 1,000個 |
| 明石市 | 田辺市 | 缶詰・カップ麺各約 500食、明石のり約 15,800枚、毛布 210枚 |
| 佐用町 | 和歌山県 13市町 | タオル 2万枚 |

(4) その他

- ・ 九州地方知事会から被災地への応援を行う用意がある旨の申し出あり

II 東日本大震災に対する支援活動概要

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方を中心に甚大かつ深刻な被害を与え、戦後最大の災害となっている。また、東京電力福島第一発電所で発生した原子力災害が重なり、住民の大量避難や農作物の風評被害などが発生した。

この大災害に対し、関西広域連合は、被災の一日も早い復旧・復興を心から願い、16年前の阪神・淡路大震災の経験と教訓を活かし、構成府県から職員の派遣、物資の提供、避難者の受け入れ等を行い、被災地への支援に取り組んできた。

今後とも、必要な支援はもとより、関西広域連合として適切な助言や提案を継続していく。

(1) 関西広域連合の早期対応

発災直後の3月13日(日)に、関西広域連合構成府県の知事等が集まり、構成府県が有する資源を集約して迅速かつ効果的に、大きな被害を受けた3県を中心に支援していく方策を決定。

①カウンターパート方式による支援

「東北地方太平洋沖地震支援対策にかかる関西広域連合からの緊急声明」を発出し、カウンターパート方式による支援及び各被災県に現地連絡所を開設して被災地のニーズを集約することを決定(第4回関西広域連合委員会(平成23年3月13日))。

【カウンターパート方式】

| 被災県 | 応援府県 |
|-----|-------------|
| 岩手県 | 大阪府、和歌山県 |
| 宮城県 | 兵庫県、鳥取県、徳島県 |
| 福島県 | 滋賀県、京都府 |

【支援する内容】

- ア 被災地対策
- イ 支援物資等の提供
- ウ 応援要員の派遣
- エ 避難生活等の受け入れ

②現地連絡所の設置・運営

・設置場所・時期

| 被災県 | 設置場所 | 設置時期 | 担当府県 |
|-----|-----------|----------------|-------------|
| 岩手県 | 岩手県庁内 | 3月14日(月) 17:00 | 大阪府、和歌山県 |
| 宮城県 | 宮城県庁内 | 3月14日(月) 10:30 | 兵庫県、鳥取県、徳島県 |
| 福島県 | 会津若松合同庁舎内 | 3月16日(水) 9:30 | 滋賀県、京都府 |
| | 福島県庁内 | 3月16日(水) 13:00 | |

※ 各被災県の負担を軽減するため、衛星携帯電話など必要な用品は持ち込み、食料や宿泊場所・用品は各府県で確保

※ 福島県現地連絡所は、原発事故の関係で設置時期が3月16日となった。

・業務内容

阪神・淡路大震災の経験から、支援を受け入れる各被災県の災害対応に負担をかけないことを旨とし、以下の支援活動を行う。

- ア 関西広域連合の構成府県が行う支援の現地での受け入れの確認、各被災県と受け入れ拠点から被災地への物資の輸送調整等を実施。
- イ 現地の被災状況と交通情報を収集し、逐次報告。
- ウ 各被災県の被災ニーズを把握し、逐次報告。
- エ 阪神・淡路大震災の経験を生かし、応急対応から被災者支援、復旧・復興にかかる課題・対策事例を伝え、今後、発生する対応業務についての情報提供・対応支援を行う。

・現地連絡所の運営

| 被災府県連絡所 | 内 容 |
|----------|--|
| 宮城県現地連絡所 | 甚大な被害を受けた市町を支援するため、現地支援本部にするとともに、3月23日から兵庫県・鳥取県・徳島県の県・市町村職員等で構成する3市町支援本部（気仙沼市・石巻市・南三陸町）を設置 |
| 岩手県現地連絡所 | 岩手県庁内にある現地連絡所を4月1日から岩手県庁周辺のオフィスを借りて現地事務所へと充実、5月9日から遠野市役所内に現地事務所を開設 |
| 福島県現地連絡所 | 福島県庁内・会津若松合同庁舎内の2カ所体制を維持してきたが、6月25日をもって福島県庁に連絡所を統合 |

(2) 支援内容

①構成府県からの職員派遣

| 区 分 | 延べ派遣人数 (3/11-9/4) | 派遣人数 (9/4) |
|--|-------------------|------------|
| 支援連絡要員の派遣 〔 ・被災3県からの要望、関西広域連合からの申し出に関する連絡調整 ・被災市町支援本部との連絡調整等 〕 | 3,568名 | 14名 |
| 避難所での健康対策等（保健師等） 〔 ・避難所、在宅の被災者の健康相談・健康ニーズの把握、保健指導の実施 等 〕 | 6,894名 | 2名 |
| 避難所運営支援 〔 ・救援物資仕分け ・避難所現況調査及び集計（被災者数等）等 〕 | 8,376名 | 0名 |
| 救護所等の医療支援（医師等） 〔 ・救護所等における健康診断、既往症等の診察 等 〕 | 6,896名 | 1名 |
| 被災住宅対策 〔 ・応急仮設住宅の建設支援 ・家屋被害調査 ・災害公営住宅整備業務 等 〕 | 1,792名 | 5名 |
| 給水対策 〔 ・給水車による給水支援 〕 | 給水車102台、411名 | 給水車0台、0名 |
| 教育対策（学校避難所運営、こころのケア等） 〔 ・学校避難所運営支援 ・児童生徒のこころのケアの実施 等 〕 | 1,670名 | 2名 |
| その他 〔 ・し尿処理の支援 ・土木施設等の復旧 ・下水道施設の状況調査 等 〕 | 車両7台、15,107名 | 86名 |
| 合 計 | 車両109台、人員44,714名 | 車両0台、110名 |

| | | |
|-------------------|----------|----------|
| 警察部隊（広域緊急援助隊含む） | 147,972名 | 518名 |
| 緊急消防援助隊の派遣実績 | 7,302隊 | 5/13派遣終了 |
| DMA Tの派遣実績 | 365隊 | 3/22派遣終了 |
| 日本赤十字社の医療救護班の派遣実績 | 3,468名 | 0名 |

②物的支援

〔9月4日現在（主なものの累計）〕

| | | 送付内容（主なもの） | | | | |
|--------------|------------|------------|---|-------------|---------|---|
| 関西広域 連合全体 | アルファ化米 | 259,311 | 食 | 乾パン | 187,311 | 食 |
| | 即席麺 | 127,947 | 食 | 飲料水 | 458,579 | 本 |
| | その他飲料 | 64,880 | 本 | 簡易トイレ（屋外設置） | 490 | 台 |
| | 簡易トイレ（簡易式） | 20,732 | 台 | 小児用おむつ | 498,095 | 枚 |
| | 大人用おむつ | 254,807 | 枚 | 生理用品 | 625,572 | 枚 |
| | マスク | 3,249,920 | 枚 | 医薬品 | 3,794 | 箱 |
| | 医療資機材 | 11 | 箱 | 乳児用調整粉乳 | 3,176 | 缶 |
| | 離乳食 | 34,860 | 食 | ほ乳瓶 | 2,204 | 個 |
| | 毛布 | 63,581 | 枚 | カイロ | 285,553 | 個 |
| | ブルーシート | 4,890 | 枚 | 飲料水用ポリタンク | 51,850 | 個 |
| | 飲料水用ポリ袋 | 20,525 | 袋 | 土嚢袋 | 76,820 | 袋 |
| | 文房具等 | 70,927 | 点 | | | |

③避難者の受入

・ 避難者受入実績数

（9月1日現在）

| 区 分 | 受 入 内 容 |
|-----------------|--------------|
| 公営住宅等 | 730世帯 1,983人 |
| 府県・市町村職員住宅等 | 105世帯 304人 |
| 民間住宅等 | 180世帯 421人 |
| 一時避難所 | 30世帯 68人 |
| 入院患者（透析患者を除く） | 0人 |
| 高齢者関係施設 | 2人 |
| 学校（幼児・児童・生徒転入学） | 829人 |

・ 特徴的な被災者受入の実施

被災農業者に対する支援：

被災地での営農再開までの間、兵庫県内の農業法人等での研修により農業を継続
被災地企業の国外流出防止への協力：

用地やオフィス情報を提供し、事業継続を支援

一時遠隔避難所（県立淡路高校一宮校）への被災地生徒の合宿受入

【参 考】

1 関西広域連合からの提言等

| 提案等名 | 提出先 | 概 要 |
|---------------------------------------|---|--|
| 東日本大震災に関する緊急提案 (H23. 4. 4) | 内閣官房長官 総務大臣 等関係 15 大臣 等 | 阪神・淡路大震災の経験と教訓を踏まえ、被災地、被災者の実状に応じたきめ細やかな支援が行われるよう、全 76 項目を緊急提言 (項目) ・被災者・被災地の復旧・復興に向けた提言 ・住宅、産業復興、インフラ整備に係る緊急 3 ヶ年計画の策定 ・地域主体の復興推進のしくみづくり ・復興基金の早期創設 等 ・福島原発事故への対応 ・津波対策の総合的な推進 |
| 農畜産物等の安全確保策等について (H23. 4. 4) | 内閣官房長官 総務大臣 等関係 15 大臣 等 | 東京電力福島第一原子力発電所事故による一部の農畜産物の出荷制限について、判断基準が必ずしも明確でない等による、買い控え、諸外国の過剰反応が生じていることに対し、7 項目を緊急提言 (項目) ・速やかな食品衛生法上の基準値の設定、 ・食品や農畜産物の計画的検査と結果公表 ・出荷制限に係る判断基準の明確化 ・風評被害の防止 等 |
| 原子力発電等に関する緊急申し入れ (H23. 4. 8) | 関西電力、中国電力、四国電力 ※ 井戸連合長、嘉田知事、山田知事等から関電八木社長に申し入れ | 東京電力福島第一原子力発電所で発生した原子力災害を受け、関西における立地地域への影響等を考え、住民が信頼できる原子力災害対策や中長期的な自然エネルギーの供給について、7 項目を申し入れ (項目) ・原子炉冷却のための電源対策など冷却手段の確保対策 ・モニタリングポストの設置等監視体制強化 ・地域防災計画の見直し検討にあたっての積極的な情報提供 ・自然エネルギー導入への積極的な取組 |
| 復興を支えるための観光推進に関する緊急要望 (H23. 4. 19) | 観光庁長官 ※ 山田知事から溝畑長官に手交 | インバウンド観光、国内観光が自粛ムードの中で、「当面の観光に関する取組について」(観光庁長官通知)を受け、より積極的な取組を求め、3 項目を要望 (項目) ・国内各地での観光キャンペーンの積極的な展開 ・海外での積極的なプロモーション(海外メディアのファムトリップ等) ・訪日外国人旅行者の安心感のための正確でわかりやすい情報発信 |
| 東日本大震災に関する緊急提案(第 2 次) (H23. 4. 28) | 内閣官房長官 総務大臣 等関係 17 大臣等 | 4 月 4 日の第 1 次提案後の状況を踏まえ、引き続き必要と考えられる措置について提案 (項目) ・被災者・被災地の復旧・復興に向けた提言 ・福島原発事故への対応 ・津波対策の総合的な推進 |
| 首都機能バックアップ構造の構築に関する提言 (H23. 5. 17) | 内閣官房長官 等関係 5 大臣等 | 関東と関西の双眼化を図り、首都中枢機能のバックアップを行う仕組みの一刻も早い構築にむけた提言 (項目) ・国会、各府省の事業継承計画(BCP)策定とその推進 ・バックアップ構造の構築の法律等への明記 ・民間企業等のバックアップ構造の構築等 ・国土の双眼構造の構築 ・首都バックアップの平時の備え |

2 関西広域連合への提言

| 提言名 | 提言元 | 概 要 |
|-------------------------------------|---|--|
| 東日本大震災からの日本再生への緊急提言 (H23. 4. 20) | 京都、大阪、神戸 3商工会議所 ※ 立石会頭(京都)、大橋会頭(神戸)等が井戸連合長に提出 | 東日本大震災を受け、日本全体に危機が陥る中、関東圏と関西圏による国土の双眼構造の構築をはじめ、日本再生のため、4項目を緊急提言(項目) ・首都機能の双眼化に向けた受け皿となる機能充実 ・関西での非常時における危機管理体制の構築や原子力発電の安全性の確保 ・食品や工業製品に対する風評被害への対応、インバウンド観光の推進 ・関西が日本経済の下支えを行う関西から元気を発信 |

3 主な活動概要

| 実施日 | 内 容 |
|----------|--|
| 3月13日(日) | 第4回広域連合委員会開催(再掲) |
| 3月14日(月) | 関西広域連合岩手県現地連絡所、宮城県現地連絡所設置(再掲) |
| | 関西広域連合構成府県の被災地支援状況を取りまとめ記者発表を開始 |
| 3月16日(水) | 広域防災局の体制強化 |
| | 関西広域連合福島県現地連絡所設置(再掲) |
| | 府県営住宅の提供可能数等について被災3県に提示 |
| 3月18日(金) | 一時遠隔避難所設置について発表(再掲) |
| | (全国知事会が救援物資送付先、被災県の割り振りを決定) |
| | 広域防災局の組織強化として、災害対策課、被災者支援課、訓練課を新たに設置 |
| 3月19日(土) | 宮城県内被災地を井戸広域連合長が視察 |
| 3月22日(火) | 関西広域連合宮城チーム宮城県北部沿岸市町支援本部設置に伴う先遣隊が気仙沼市、石巻市及び南三陸町に出発 |
| 3月23日(水) | 関西広域連合宮城チーム宮城県北部沿岸市町支援本部設置(再掲) |
| 3月26日(土) | 「阪神・淡路大震災 災害対策事例集(応急・復旧対策編)」を作成し、宮城県、岩手県、福島県に提供 |
| | 第2回関西広域連合広域防災局参与会議開催 |
| 3月28日(月) | NHKテレビ「クローズアップ現代」で関西広域連合の被災地支援の取り組みが放映される。 |
| 3月29日(金) | 第5回広域連合委員会開催(再掲) |
| 4月1日(金) | 岩手県庁内にある現地連絡所を、4月1日から岩手県庁周辺のオフィスを借りて現地事務所へと充実(再掲) |
| 4月4日(月) | 農畜産物等食の安全確保等について国に緊急提案(再掲) |
| 4月8日(金) | 被災3県に被災者登録制度の協力依頼文書発出 |
| | 関西電力、中国電力、四国電力に対し、原子力発電等に関する緊急申し入れ(再掲) |
| 4月19日(火) | 「復興を支えるための観光推進に関する緊急要望」を環境庁長官に提出(再掲) |
| 4月20日(水) | 京都、大阪、神戸の3商工会議所から連合長充て「東日本大震災からの日本再生への緊急提言」を受ける。 |
| 4月28日(木) | 第6回広域連合委員会開催(再掲) |
| 5月17日(火) | 首都機能バックアップ構造の構築に関する提言を3商工会議所とともに枝野官房長官に提出(再掲) |
| 5月24日(火) | 用地・オフィス情報に関する情報のポータルサイト開設 |
| 5月26日(木) | 第7回広域連合委員会開催(再掲) |
| 6月25日(土) | 第8回広域連合委員会開催(再掲) |
| 7月28日(木) | 第9回広域連合委員会開催(再掲) |

Ⅲ 広域防災対策の推進

1 関西防災・減災プラン（仮称）の策定

(1) 趣旨

関西全体の安全・安心を向上させ、国内のみならず世界の防災・減災モデル“関西”を実現することをめざし、東海・東南海・南海地震等の大規模広域災害に対して、関西広域連合等がとるべき対応やその手順について定める。

(2) 事務の内容

関西広域防災計画策定委員会を設置し計画を策定する。

ア 地震・津波対策編

東海・東南海・南海地震や近畿圏直下型地震等に対応するために策定。平成24年度には、国の東海・東南海・南海の3連動地震の津波被害想定結果等を踏まえて、見直しを行う。

イ 原子力災害対策編

概括的・骨格的な計画を策定。平成24年度には、国の福島第一原子力発電所事故災害の検証結果や防災指針の改訂を踏まえて改訂する。

ウ 風水害対策編及び感染症対策編

平成24年度に策定する。

2 関西広域応援訓練の実施

(1) 趣旨

関西が一体となって広域災害に対処する体制の強化を図るために、広域災害を想定し、構成府県等が参加する広域応援訓練を実施する。

(2) 事務の内容

[実施時期] 平成23年10月30日（金）

[実施場所] 兵庫県、徳島県 等

[内 容] 関西広域連合災害対策本部事務局の立ち上げ、救援物資の支援等

3 救援物資の備蓄等の検討・実施

(1) 趣旨

災害発生直後に必要となる食料等救援物資の備蓄、集積・配送体制を整備するため、物資集積・配送マニュアルを作成するとともに備蓄計画を検討する。

(2) 事務の内容

ア 物資集積・配送マニュアルの作成

東海・東南海・南海地震など広域災害発生時に、全国から送られる物資の受け入れ、仕分け、配送方法などを定めた物資集積・配送マニュアルを平成23年度中に作成する。

イ 備蓄計画の検討

東海・東南海・南海地震など広域災害発生時における関西全体としての必要備蓄物資、備蓄量等を定める計画を検討する。

4 災害発生時の広域応援・受援体制の構築

(1) 趣旨

広域災害発生時等において、被災府県からの職員や物資等に関する応援要請の集約、被災していない府県への応援要請・応援先の配分等の府県間調整を担い、関西全体の防災に関する責任主体として広域連合が機能を発揮できる体制を構築する。

(2) 事務の内容

ア 「関西広域応援・受援実施要綱」の作成

東海・東南海・南海の3連動地震の発生を想定して、広域連合が行う広域応援や受援の手続きを定めた要綱を平成23年度に作成する。

イ 地震・津波発生時の避難対策検討

地震・津波が発生した際の避難対策について検討するために、地震・津波時避難検討会議を開催し、①避難場所としての鉄道施設の活用、②旅客の避難誘導（水没時の避難、帰宅困難者対応等）、③地下街への浸水に対する避難のあり方について、検討を進め、避難支援体制を確立する。

（参考）地震・津波時避難検討会議：大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、大阪市、神戸市、JR西日本等の鉄道事業者、地下街関係者等から構成

ウ 原子力事業者との協定

福島第一原子力事故災害の教訓として、地域の安全性確保と電力の安定的な確保が課題となっていることから、関西電力等の原子力事業者と協定を締結する。

（協定内容案）

- ・原子力発電所周辺地域の安全確保に向けた情報提供の徹底
- ・再生可能エネルギーの開発・導入に向けた取組の促進
- ・省エネルギーの取組促進
- ・情報交換のための協議の場の設置

エ 遠隔地域との相互応援協定

大規模災害の発生の際に同時被災を受けない地域からの応援が有効であるため、遠隔地域との相互応援協定の締結を行う。

- ・九州地方知事会（協定締結にむけ調整中）等

オ 災害時帰宅支援ステーション事業

構成府県を代表して、コンビニエンスストア、外食事業者等と「災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定」を締結・運用するとともに、同事業の更なる普及・定着を図るため、啓発ポスターの作成等の普及啓発を実施する。

5 防災分野の人材育成

(1) 趣旨

関西広域連合構成府県の防災担当職員の災害対応能力の向上を図るため、専門的な

研修を行うほか、構成府県主催の研修や人と防災未来センター等研究・研修機関が実施する研修への参加を促す。

(2) 事務の内容

ア 防災担当職員向け基礎研修の開催

構成府県における防災担当職員等を対象に、防災全般の知識・技術を習得する基礎研修を平成23年度に開催する（平成23年度開催場所：和歌山県、徳島県）。

イ 災害救助法実務担当者研修

構成府県や市町村の災害救助法担当者を対象として、災害救助法の実務に関する研修を平成23年度に開催する（平成23年度開催場所：大阪府）。

ウ 家屋被害認定士養成研修

兵庫県が認証している家屋被害認定士制度の導入方法等について、平成23年度に検討し、構成府県職員や市町村職員を対象に、家屋被害認定に関する研修を平成24年度に開催する。

6 感染症のまん延その他の緊急事態に係る構成団体間の連携・調整

新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザのまん延その他の緊急事態への広域的な対処に係る構成団体間の連携・調整を行う。

7 広域防災に関する調査研究

(1) 趣旨

関西における広域防災に関する諸課題の解決に向け、構成団体の参加を得て、調査研究を行う。

(2) 事務の内容

○ 東海・東南海・南海地震の連動型地震の津波被害想定調査の実施

国の東海・東南海・南海地震の連動型地震発生時の津波被害想定を受けて、平成24年度に本格的な津波被害想定調査を実施。

8 今後の展開方向

構成団体が有する防災に係る人材、知見、情報、施設等の資源を活用し、そのネットワーク化を進めて、防災力をさらに高め、関西全体の安全・安心の向上を目指す。

(参考) 関西防災・減災プラン(仮称)(中間案)

関西防災・減災プラン(仮称)の策定にあたって

1 策定の目的

関西全体の安全・安心を向上させ、国内のみならず世界の防災・減災モデル“関西”を実現することをめざし、東海・東南海・南海地震等の大規模広域災害に対して、関西広域連合等がとるべき対応やその手順について定める。

2 策定に当たっての考え方

本プランは、1府県だけでは対応することが困難な災害に対応するため、関西広域連合が実施・調整する防災・減災対策を体系的、総合的に示すものである。

そのなかで、関西広域連合が果たすべき役割を明確に示すためには、府県や市町村等との連携・調整の基本的枠組みを示す必要がある。

このため、府県や市町村その他の防災・減災に関わる様々な主体が取り組むべき事項ごとに課題と対応を整理し、そのなかで、関西広域連合と他の主体との関係を明らかにする。その手法として、応急対応期から復旧・復興期に至る過程をシナリオ化し、その中で関西広域連合の役割を明示していくものとする。

こうすることにより、府県や市町村の一層の防災・減災への取り組みを促し、関西全体の防災力の向上を図る。

3 策定の進め方

関西で想定される災害は、東海・東南海・南海地震のような広域的な地震災害をはじめ、近畿圏直下型地震や大規模な風水害、原子力災害、新型インフルエンザ等の感染症など多岐にわたる。

このため、これらすべての対策について、一気に本格的な計画として完成させるのではなく、まず急がれる東海・東南海・南海地震対策を念頭に「地震・津波対策編」を策定する。

なお、中央防災会議による最新の専門的知見に基づく東海・東南海・南海3連動地震の被害想定が来年度となるため、当面、暫定的に構成府県等のそれぞれの被害想定を踏まえてプランを作成し、来年度、見直しを行う。

また、次に急がれる「原子力災害対策編」については、概括的・骨格的な計画を年度内に策定する。

以降、「風水害対策編」、「感染症対策編」を順次策定していくことで、充実・発展させる。

4 計画期間

策定時～平成26年度

関西防災・減災プラン(仮称)(骨格案)の概要

I プランの趣旨

1 策定方針

- (1) 阪神・淡路大震災、東日本大震災等の課題・教訓を踏まえたプラン
- (2) 府県民にわかりやすいプラン(府県民にもわかりやすい形での公表)
- (3) 充実・発展型のプラン

2 プランの特徴

- (1) 構成府県が実施する災害応援・受援の連携・調整のしくみを定めるプラン
- (2) 構成府県、だけでなく、防災・減災に取り組む市町村、企業、ボランティア団体、府県民にも参考にされるプラン
- (3) 企業・関係団体等との連携・協力を進めるプラン
- (4) 広域的な被害想定を共同体的に行うプラン(東海・東南海・南海地震)
- (5) 最新の知見や新たな災害の教訓を踏まえて不断に見直すプラン
- (6) 原子力災害対策や感染症対策についても定めたプラン
- (7) 阪神・淡路大震災の経験と教訓を踏まえたプラン
 - 事前復興計画的なシナリオづくり など
- (8) 東日本大震災の経験と教訓を踏まえたプラン
 - ① 継続的・効果的支援を行うためのカウンターパート方式
 - ② 被災地の支援ニーズを的確に把握するしくみづくり
 - ③ 救援物資の迅速・的確な調達・配送のしくみづくり
 - ④ 行政機能に打撃を受けた自治体を支援するしくみづくり など

II 対象災害

被害が複数府県にまたがり、または単独の府県でも被害の規模が甚大で、当該府県だけで対応できない災害(①地震・津波災害、②原子力災害、③風水害、④感染症)

Ⅲ 広域連合の役割

- (1) 広域災害・大規模災害時の広域的対応指針の提示
- (2) 国、府県、市町村の役割を踏まえた応援、受援の調整
- (3) 災害情報の共有、情報の発信
- (4) 災害に備えるための事業の企画、実施

○ 地震・津波対策編

1 被害想定

東海・東南海・南海地震、上町断層帯地震などの近畿圏直下型地震の被害想定を実施する。

2 災害への備え

(1) 関係機関・団体等との平常時からの連携

①構成府県、②広域連合他分野、③応援協定の締結先、④国、⑤専門家・防災研究機関等、⑥企業等と平常時から連携を図り、災害時に広域連合が行う広域応援・受援調整が速やかに、また効果的に実施できるようにする。

(2) 災害予防事業の展開

①広域被害想定、②広域応援訓練、③救援物資の備蓄・配送システム、④緊急派遣体制、⑤帰宅困難者支援対策、⑥広域津波避難対策、⑦防災分野の人材育成、⑧減災対策の普及促進、⑨被災行政支援方策、⑩仮設住宅供給のための広域調整、⑪孤立集落対策、⑫防災基盤施設の整備促進、⑬事業継続のためのバックアップ体制の整備促進、など災害予防事業を展開する。

3 災害への対応

(1) 初動シナリオ

①情報収集開始、②関西広域連合災害対策（支援）本部の設置、③緊急派遣チームの派遣、④現地支援本部・現地連絡所の開設を実施し初動対応にあたる。

(2) 応援・受援のシナリオ

①情報の収集・共有と関係機関への対応要請、②現地支援本部・現地連絡所の設置、③被災者の支援、④救援物資の供給調整、⑤応援要員派遣・受入の調整、⑥ボランティア活動の促進、⑦帰宅困難者への対応を実施し災害対応にあたる。

(3) 復旧・復興のシナリオ

①復興ビジョンの策定、②緊急復旧計画の策定支援、③被災者の生活復興支援、④住民主体の復興の促進、⑤災害廃棄物（がれき等）処理の推進、⑥国等への提言を実施し、被災地の復旧・復興を支援する。

○ 原子力災害対策編

今後、国の方針を確認しつつ、原子力災害対策専門部会を設置して具体的に検討する。

（検討予定項目）被害想定・避難区域、放射性物質の拡散の影響、広域避難の受入、モニタリング体制、被ばく医療・除染体制、食の安全確保対策、風評被害対策、家畜移動対策、事業者との協定

○ 風水害対策編

大規模な高潮災害、大河川の洪水氾濫災害などの被害想定を実施する。

※ 災害への備え、対応については、地震・津波対策編の対応に加え、風水害特有の課題・対応を記載。

○ 感染症対策編

1 新型インフルエンザ対策

海外発生、国内発生、圏域内発生 of 各段階において、府県間での情報の共有の他、風評被害対策や社会活動制限の調整等を実施する。

2 高病原性鳥インフルエンザ対策

府県間の情報の共有の他、家畜防疫員の派遣、資機材融通調整等を実施する。

委員会における検討状況

○第1回広域防災計画策定委員会

開催日：平成23年5月16日

開催場所：兵庫県災害対策センター1F 災害対策本部室

協議事項：

ア 関西広域防災計画の策定方針について

以下の3つの策定方針を確認

- ・ 阪神・淡路大震災、東日本大震災等の課題・教訓を踏まえた計画
- ・ 府県民にわかりやすい計画
- ・ 毎年検討を加え、必要性に応じて修正を行う成長・発展型の計画

イ 関西広域防災計画の構成について

委員から計画への意見を頂き関西広域防災計画の構成、内容項目等について認識の共有を図った。

○第2回広域防災計画策定委員会

開催日：平成23年7月26日

開催場所：兵庫県災害対策センター1F 災害対策本部室

協議事項：中間報告案について

○第1回広域応援専門部会

日時：平成23年6月8日14時～16時

テーマ：

- 「巨大広域災害における支援と連携」
- 「関西広域連合が広域の防災計画を策定する意義」

○第2回・第3回広域応援専門部会

日時：平成23年7月5日10時～15時

テーマ：

- 「東日本大震災における被災地支援」
- 「NPOへの支援」
- 「広域災害における応急期から復旧期にわたる自治体間の受援・応援の課題」

○第1回被害想定専門部会

日時：平成23年6月30日10時～12時

テーマ：関西広域防災計画における対象災害及び被害想定

関西広域防災計画策定委員会委員名簿

| 委員名 | 所属 |
|--------------|-----------------------------|
| 石川 永子 | 阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター主任研究員 |
| 梅木 直幸 | 日本防災士会和歌山県支部 支部長 |
| 太田 直子 | たかしま災害支援ボランティアネットワーク「なまず」代表 |
| 河田 恵昭 (委員長) | 阪神・淡路大震災記念人と防災未来センターセンター長 |
| 神田 彰 | 社団法人関西経済連合会 地域連携部長 |
| 岸谷 義雄 | 財団法人兵庫県消防協会 会長 |
| 木村 玲欧 | 兵庫県立大学環境人間学部 准教授 |
| 牧野 吉明 | 亀岡市篠町自主防災会 会長 |
| 村上 仁士 | 徳島大学 名誉教授 |
| 室崎 益輝 (副委員長) | 関西学院大学総合政策学部 教授 |
| 山下 淳 | 関西学院大学法学部 教授 |

※ オブザーバー参加：陸上自衛隊中部方面総監部、近畿管区警察局、第五管区海上保安本部、大阪府下消防長会、福井県、三重県、奈良県、鳥取県、京都市、大阪市、堺市、神戸市

関西防災・減災プラン(仮称)

(骨格案)

— 中間報告 —

目次

| | |
|-------------------------|------|
| I プランの趣旨 | …P3 |
| II 対象災害 | …P4 |
| III 広域連合の役割 | …P5 |
| □ 地震・津波対策編 | |
| ○被害想定 | …P6 |
| ○災害への備え | |
| ・関係機関・団体等との平常時 からの連携 | …P7 |
| ・災害予防事業の展開 | …P8 |
| ○災害への対応 | |
| ・初動のシナリオ | …P10 |
| ・応援・受援のシナリオ | …P12 |
| ・復旧・復興のシナリオ | …P15 |

| | |
|-----------------|------|
| □ 原子力災害対策編 | …P17 |
| □ 風水害対策編 | …P17 |
| □ 感染症対策編 | …P18 |
| ○新型インフルエンザ対策 | |
| ○高病原性鳥インフルエンザ対策 | |
| □ 今後の検討事項 | …P19 |

策定の目的

関西全体の安全・安心を向上させ、国内のみならず世界の防災・減災モデル“関西”を実現することをめざし、東海・東南海・南海地震等の大規模広域災害に対して、関西広域連合等がとるべき対応やその手順について定める。

策定にあたっての考え方

- ・ 本プランは、1府県だけでは対応することが困難な災害に対応するため、関西広域連合が実施・調整する防災・減災対策を体系的・統合的に示すものである。
- ・ そのなかで、関西広域連合が果たすべき役割を明確に示すためには、府県や市町村等との連携・調整の基本的枠組みを示す必要がある。
- ・ このため、府県や市町村その他の防災・減災に関わる様々な主体が取り組むべき事項ごとに課題と対応を整理し、そのなかで、関西広域連合と他の主体との関係を明らかにする。その手法として、応急対応期から復旧・復興期に至る過程をシナリオ化し、その中で関西広域連合の役割を明示していくものとする。
- ・ こうすることにより、府県や市町村の一層の防災・減災対策への取り組みを促し、関西全体の防災力の向上を図る。

策定の進め方

- ・ 関西で想定される災害は、東海・東南海・南海地震のような広域的な地震災害をはじめ、近畿圏直下型地震や大規模な風水害、原子力災害、新型インフルエンザ等の感染症など多岐にわたる。
- ・ このため、これらすべてへの対策について、一気に本格的な計画として完成させるのではなく、まず急がれる東海・東南海・南海地震対策を念頭に、地震・津波対策編を策定し、次に急がれる原子力災害対策編については、概括的・骨格的な計画を年度内に策定する。
- ・ 以降、風水害対策編、感染症対策編については、順次策定していくことで、充実・発展させる。

プランの構成

I プランの趣旨

大規模広域災害時の関西広域連合の対応と手順を定める

II 対象災害

東海・東南海・南海地震等1府県で対応できない災害

III 広域連合の役割

- ・災害に備えた事業の企画、実施
- ・広域的応援、受援の調整



地震・津波対策編

被害想定(東海・東南海・南海地震の被害想定等)

<災害への備え>

■ 関係機関・団体等との平時からの連携

- ・相互応援協定
- ・国等関係機関、企業、団体、専門家・防災研究機関等との連携 等

■ 災害予防事業の展開

- ・広域応援訓練
- ・救援物資の備蓄・配送システム
- ・防災分野の人材育成 等

<災害への対応>

☆ 初動シナリオ

- ・情報収集
- ・災害対策(支援)本部の設置
- ・緊急派遣チームの派遣
- ・現地支援本部等の開設 等

☆ 応援・受援のシナリオ

- ・被災者の支援
- ・救援物資の供給調整
- ・応援要員派遣・受入の調整
- ・帰宅困難者への対応 等

☆ 復旧・復興のシナリオ

- ・復興ビジョンの策定
- ・緊急復旧計画の策定支援
- ・被災者の生活復興支援
- ・住民主体の復興の促進 等

(地震・津波対策編を策定し、以下の対策編を、順次、同様に作成)

原子力災害対策編

風水害対策編

感染症対策編

I プランの趣旨

○ 策定方針

- ・ 阪神・淡路大震災、東日本大震災等の課題・教訓を踏まえたプラン
- ・ 府県民にわかりやすいプラン(府県民にもわかりやすい形での公表)
- ・ 充実・発展型のプラン

○ 特徴

- ・ 構成府県が実施する災害応援・受援の連携・調整のしくみを定めるプラン
- ・ 構成府県、市町村だけでなく、防災・減災に取り組む企業、ボランティア団体、府県民にも参考にされるプラン
- ・ 企業・関係団体等との連携・協力を進めるプラン
- ・ 広域的な被害想定を共同体的に行うプラン(東海・東南海・南海地震)
- ・ 最新の知見や新たな災害の教訓を踏まえて不断に見直すプラン
- ・ 原子力災害対策や感染症対策についても定めるプラン
- ・ 阪神・淡路大震災の経験と教訓を踏まえたプラン
 - 事前復興計画的なシナリオづくり など
- ・ 東日本大震災の経験と教訓を踏まえたプラン
 - ① 継続的・効果的支援を行うためのカウンターパート方式
 - ② 被災地の支援ニーズを的確に把握するしくみづくり
 - ③ 救援物資の迅速・的確な調達・配送のしくみづくり
 - ④ 行政機能に打撃を受けた自治体を支援するしくみづくり など

○ 期間 策定時～平成26年度

II 対象災害

- ・ 被害が複数府県にまたがり、または単独の府県でも被害の規模が甚大で、当該府県だけで対応ができない災害

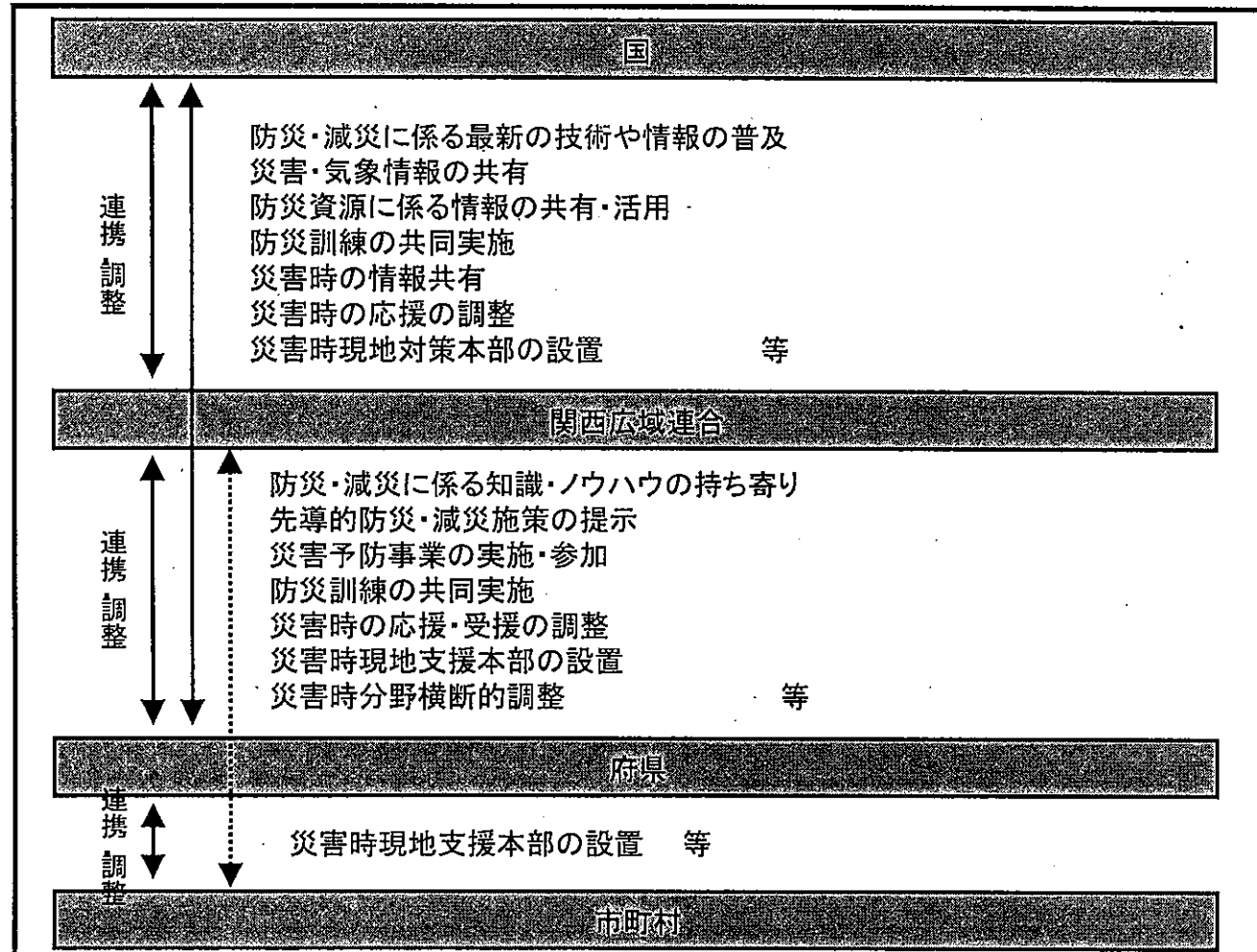
- (地震・津波災害) 東海・東南海・南海地震などの広域災害
上町断層帯地震などの近畿圏直下型地震
- (原子力災害) 原子力発電所事故
- (風水害) 伊勢湾台風級の台風の大坂湾への接近による高潮災害
琵琶湖淀川等の大河川の洪水氾濫災害、集中豪雨による広範な内水氾濫
- (感染症) 新型インフルエンザのまん延、高病原性鳥インフルエンザのまん延 等

Ⅲ 広域連合の役割

Ⅲ 広域連合の役割

- 広域災害・大規模災害時の広域的対応指針の提示
- 国、府県、市町村の役割を踏まえた応援、受援の調整
- 災害情報の共有、情報の発信
- 災害に備えるための事業の企画、実施

連携・調整のイメージ



地震・津波対策編

1 被害想定

(1) 東海・東南海・南海地震

- ・ 3連動地震の被害想定を広域的に実施(中央防災会議の検討結果を受け、関西圏域外も含めた検討)
- ・ 上記の実施までの間、構成府県等の暫定的な対策を踏まえて対応
- ・ 中央防災会議専門委員会中間報告の趣旨を踏まえた対応

- ・ 概ね100年周期で発生する巨大地震と概ね1000年周期の超巨大地震に区分
- ・ 前者を「レベル1」とし、防潮堤等のハード対策で対応できるよう整備を推進
- ・ 後者は「レベル2」とし、施設の早期復旧が可能なレベルにとどめる粘り強い構造にする
とともに、ハード対策では支えきれないことを前提に避難対策を推進

(2) 近畿圏直下型地震

＜対象とする断層帯＞

琵琶湖西岸断層帯 花折断層帯 京都西山断層帯 上町断層帯 生駒断層帯
大阪湾断層帯 中央構造線断層帯 山崎断層帯 奈良盆地東縁断層帯 等

* 中央防災会議や構成府県が実施した被害想定を活用

2 災害への備え

○ 関係機関・団体等との平常時からの連携

凡例 阪：阪神・淡路大震災の教訓に基づくもの、東：東日本大震災の教訓に基づくもの

□ 構成府県の連携

- ◆ 緊急連絡体制等、複数の情報通信手段による連絡体制の構築
- ◆ 広域被害想定の実施・共有
- ◆ 人的・物的資源の情報共有の推進

□ 広域連合他分野との連携

連携例

- ◆ 風評被害対策、被災地への集客促進
- ◆ 被災企業支援、サプライチェーンの回復支援
- ◆ ドクターヘリ派遣、救護班等派遣支援
- ◆ 災害廃棄物(がれき等)対策、環境モニタリング対策など

□ 相互応援協定の締結・運用

- ◆ 連携県との応援協定→福井県、三重県、奈良県 阪
- ◆ 全国知事会・遠隔地域(九州地域・北信越地域等)
→ 全国知事会の協議を踏まえて検討 阪東

□ 国との連携

- ◆ 関係省庁等との連携、防災情報・防災資源の活用

阪東

- 自衛隊、警察庁、消防庁、海上保安庁、気象庁、内閣府、国土交通省、文部科学省 等

- ◆ 科学的知見の活用 東

- 津波被害想定との協調実施
- DONET、DART等先端津波観測技術情報共有・活用

□ 専門家・防災研究機関等との連携

- ◆ 専門的な知見・各種研究成果の活用 阪東
- ◆ 士業団体等との協定の締結 阪東

□ 企業等との連携

- ◆ 倉庫業者・宅配業者→救援物資の集積・配送 東
- ◆ 旅館・ホテル・民間賃貸住宅→避難所、仮設住宅の提供 阪東
- ◆ 空港・港湾管理者→物資(集積・輸送)、広域避難 阪東
- ◆ 鉄道・バス事業者等→避難者・帰宅困難者の輸送
- ◆ コンビニ・外食事業者→帰宅困難者支援
- ◆ 大規模店舗・集客施設→帰宅困難者の収容 東
- ◆ 鉄道事業者・地下街会社→津波避難対策 東

○ 災害予防事業の展開

- 広域被害想定の実施
 - ◆ 東海・東南海・南海3連動地震(H24年度) ㊦
 - 圏域外関係県にも呼びかけ、広域かつ詳細な津波被害想定を実施
 - ◆ 日本海地震津波等の検討 ㊦
 - ◆ 既存の被害想定(上町断層地震等)の活用

- 広域応援訓練の実施
 - ◆ 関西防災・減災プランに基づく訓練の実施
 - ◆ 東南海・南海地震を想定した広域応援訓練の実施(実動・図上)

- 救援物資の備蓄・配送システムの構築
 - ◆ 集積・配送マニュアルの作成 ㊦㊧
 - ◆ 備蓄計画の作成 ㊦㊧
 - ◆ 仮設シャワー、空調設備等備蓄になじまない物資の供給方策に関する検討 ㊦
 - ◆ 空港、港湾との連携 ㊦㊧
 - ◆ ボランティア・NPOとの連携 ㊦㊧

- 緊急派遣体制の整備
 - ◆ 緊急派遣チーム(広域防災局及び近接府県)の編成 ㊦㊧
 - ◆ 現地支援本部(府県庁支援本部、被災市町村現地連絡所)設置要領の作成 ㊦

- 帰宅困難者支援対策
 - ◆ コンビニ・外食業者等との協定
 - ◆ 交通情報の一元的提供方策の検討(エリアメールの活用等) ㊦
 - ◆ 観光客等一時滞在者への周知方策・収容方策の検討

- 広域津波避難対策
 - ◆ 高架鉄道駅の活用(鉄道事業者との連携) ㊦
 - ◆ 地下街避難対策の推進(地下街会社との連携)
 - ◆ 府県民等への津波避難の共同啓発 ㊦
 - ◆ 災害時要援護者避難支援対策の検討 ㊦

- 防災分野の人材育成
 - ◆ 災害対策本部の運営、大規模災害への応援等が的確に行える人材の育成 ㊦
 - ◆ 人と防災未来センター等の専門研修への参加促進 ㊦
 - ◆ 多様な分野の防災課題に関する共通研修(災害救助法事務・家屋被害認定事務等)の実施 ㊦

- 減災対策の普及促進
 - ◆ 減災チェック項目(避難所、避難経路、自家発電施設の浸水の有無等)の点検促進 ㊦㊧
 - ◆ 情報通信手段(ラジオ等)の確保の促進 ㊦㊧
 - ◆ 住宅・宅地の耐震化の促進 ㊦
 - ◆ 室内安全対策(家具の固定等)の普及・促進 ㊦
 - ◆ コミュニティレベルの実践的防災訓練の普及・促進 ㊦㊧
 - ◆ 災害時要援護者の避難の普及・促進 ㊦㊧

□ 被災行政支援方策の検討

- ◆ 市町村におけるカウンターパート体制の調整 ㊦
- ◆ 被災自治体の被害状況に応じた支援のパッケージ化検討 ㊦

□ 仮設住宅供給のための広域調整

- ◆ 空き公営住宅の把握 ㊦㊧
- ◆ 仮設住宅用地の事前選定 ㊦㊧
- ◆ 旅館・ホテル・不動産協会との連携 ㊦㊧

□ 孤立集落対策

- ◆ 通信手段(衛星携帯等)の確保促進 ㊦
- ◆ ヘリコプター臨時離着陸場適地・ホイスド可能地点の確保促進

□ 防災基盤施設の整備促進

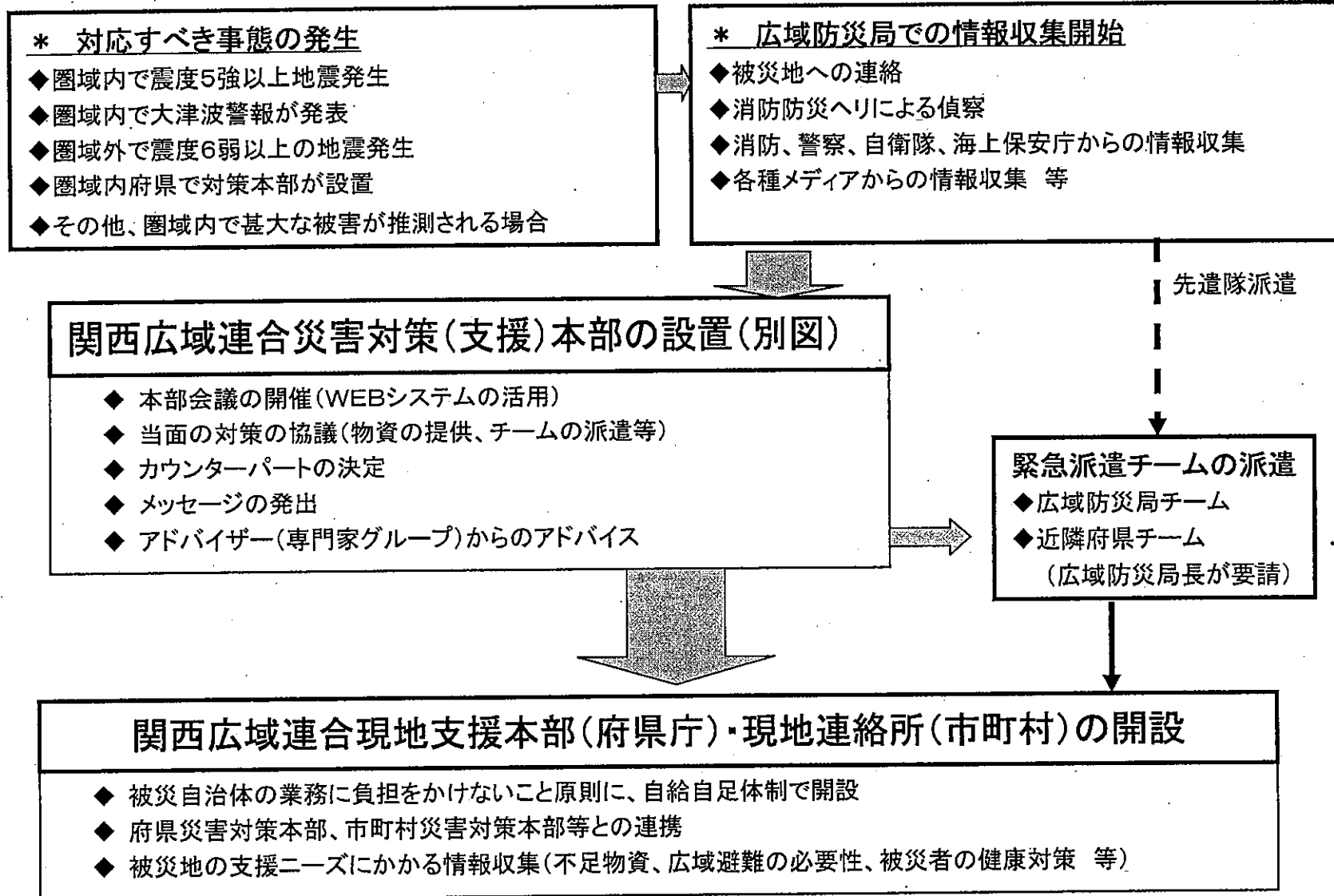
- ◆ 災害による被害を防止し、又は最小限に抑え、迅速かつ円滑な復旧を図ることができる堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備を促進 ㊦㊧
 - 水害等防止施設の整備促進(海岸・河川施設等)
 - 地盤災害防止施設の整備促進(砂防・治山施設等)
 - 交通関係施設の整備促進(道路・港湾・鉄道・空港等)、代替輸送計画の策定促進
 - ライフライン関係施設整備促進(電気・ガス・水道・通信等)
 - 地下街の防災体制の整備促進
 - 危険物施設等の予防対策の促進 など
- ◆ 津波に対応する海岸保全施設等については、次の考え方に基づき整備促進 ㊦
 - 比較的頻度が高い一定程度の津波高に対して海岸保全施設等の整備を促進
 - 設計対象の津波高を越えた場合でも施設の効果が粘り強く発揮できるような構造物の整備促進

□ 事業継続のためのバックアップ体制の整備促進

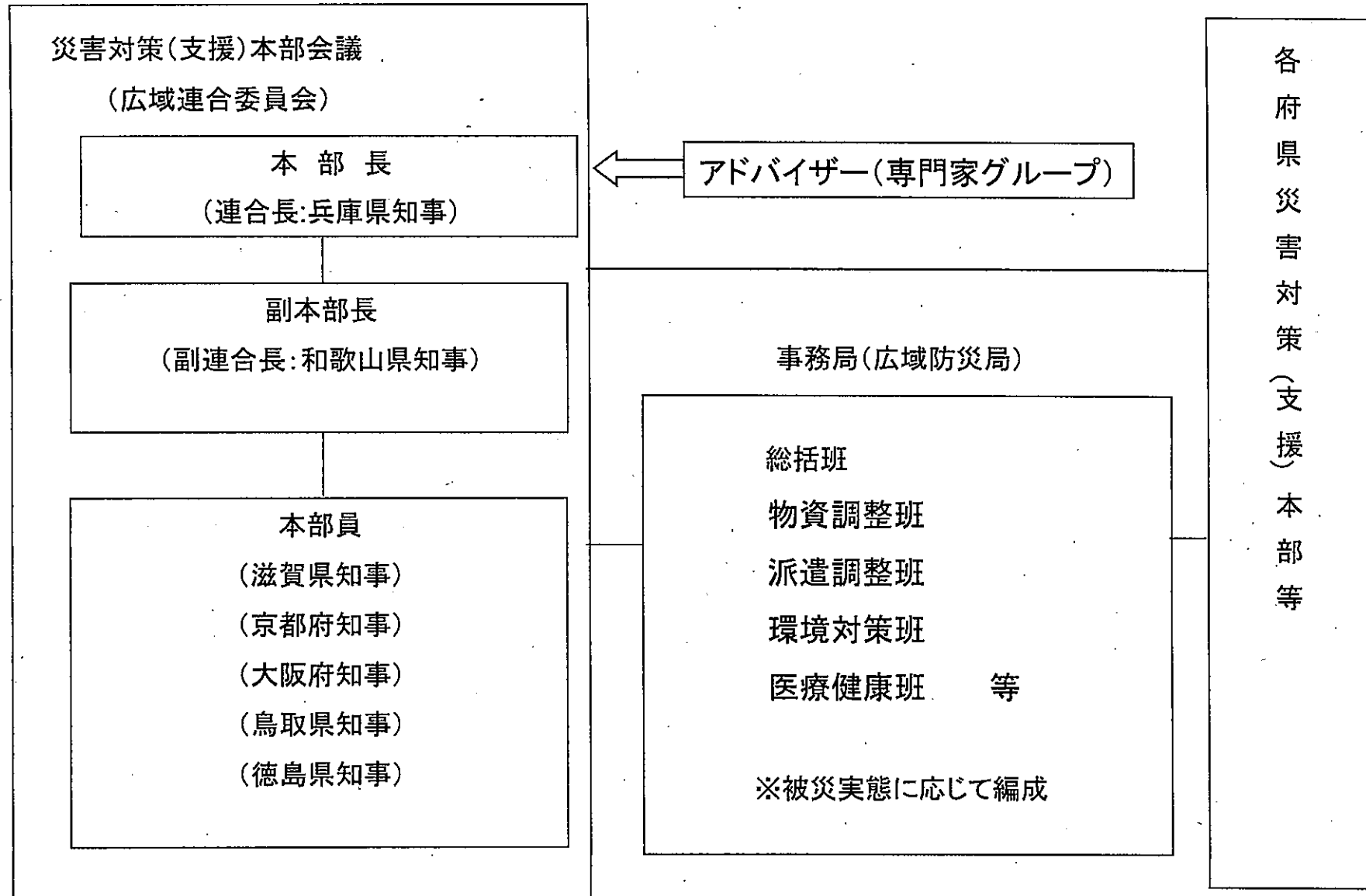
- ◆ 行政・企業・団体等の事業継続計画の策定促進 ㊦

3 災害への対応

(1) 初動シナリオ



○ 災害対策(支援)本部組織



※ 福井県、三重県、奈良県に対し本部会議へのオブザーバー参加を呼びかける

(2) 応援・受援のシナリオ

応急対策期における被災地(者)の状況に応じた必要な対応及び広域連合による支援調整について定める。

① シナリオ項目

□ 情報の収集・共有と関係機関への対応要請

- ◆ 危険物施設の被災情報の収集・対応要請 (阪) (東)
- ◆ ライフライン施設(電気・水道・ガス)の被災情報の収集・対応要請、復旧情報の共有 (阪) (東)
- ◆ 交通施設・物流施設の被災情報の収集・代替手段の確保・要請と情報共有、物資配送等関係機関への連絡・要請 (阪) (東)

□ 現地支援本部(府県庁)・現地連絡所(被災市町村)の設置

- ◆ 支援ニーズの把握 (東)
- ◆ ニーズに応じた職員派遣による組織的運営 (東)
- ◆ 被災自治体職員と応援職員による連絡調整の場の設定 (東)

□ 被災者の支援

- ◆ 救援物資の供給調整 (阪) (東)
- ◆ 応援職員の派遣調整 (阪) (東)
- ◆ 一時避難者受入可能施設の情報とりまとめと被災地への提供 (東)
- ◆ 空港、港湾の活用 (東)
- ◆ 被災者登録システムの活用 (阪) (東)
- ◆ 避難先の生活・医療・教育・雇用情報等のとりまとめと提供 (東)
- ◆ 要援護者、重症患者等の広域受入の調整 (東)
- ◆ 被災農業者等への支援にかかるニーズ把握等を構成府県等と調整 (東)
- ◆ 家畜・ペット等の受入についてのニーズ把握と、構成府県等に要請 (東)

□ 救援物資の供給調整

- ◆ 物資応援・受援窓口の設置 (東)
- ◆ 「救援物資集積・配送マニュアル」の運用 (阪) (東)
- ◆ 緊急物資の配送調整(構成府県備蓄物資の拠出要請と配送手段の設定) (東)
 - α 化米、毛布、ブルーシート、水、仮設トイレ 等
- ◆ 運送業界との連携による配送手段の確保 (阪) (東)
- ◆ 道路規制当局(警察・道路管理者)との調整によるルート確保 (阪) (東)
- ◆ 空港、港湾の活用(ストックヤード、配送ルート等) (阪) (東)
- ◆ 企業等への物資提供等の要請 (阪) (東)
 - 生産・供給体制の確保
 - 配送システム・代替輸送の確保(含人的輸送)
 - 無償提供の要請
 - 不足物資についての情報提供(おむつ類、生理用品、授乳用品、離乳食、衣料品など)
 - エネルギーの確保・提供・搬送依頼(電源、ガソリン等)
- ◆ 末端までの配送状況の確認 (阪) (東)
- ◆ ボランティアによる配送と府県民の義援物資のマッチング (阪) (東)
- ◆ 買い占め等への対策 (東)

□ 応援要員派遣・受入の調整

- ◆ 職員応援・受援窓口の設置 (東)
- ◆ 派遣先のニーズ把握と派遣要請の実施 (阪東)
- ◆ 派遣先の環境把握(宿所、食料、水など)と情報提供 (阪東)

《広域連合で調整する要員》

- 現地支援本部・被災市町村現地連絡所の統括者・情報収集要員
- 保健福祉・こころのケア・要援護者対策要員(保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士等)
- 応急仮設住宅対策・県有施設復旧工事要員(建築技術職員)
- 復興まちづくり計画策定支援要員(都市計画職員)
- 土木復旧対策要員(土木技術職員)
- 廃棄物処理対策要員(環境技術職員)
- 家屋被害認定要員(家屋被害認定士)
- 教育復興要員(震災学校支援チーム、スクールカウンセラー、教職員、退職教員)等

《国で調整する要員の情報把握》

※カウンターパート制との調整

- 広域緊急援助隊(警察庁)
- 緊急消防援助隊(消防庁)
- 自衛隊
- 巡視船艇、航空機等(海上保安庁)
- DMAT、救護班等の医療チーム(厚生労働省)
- 給水車・水道要員(厚生労働省)
- 被災建築物応急危険度判定士(国土交通省)
- 被災宅地危険度判定士(国土交通省)
- 下水道施設要員(国土交通省)
- 外国からの応援要員等

□ ボランティア活動の促進

- ◆ ボランティア活動に対するメッセージの発出 (阪東)
- ◆ ボランティアインフォメーションセンターの設置 (東)
- ◆ ボランティア活動拠点(テント村)の開設 (東)
- ◆ 被災地のボランティアセンターとのネットワークの構築 (阪東)
- ◆ ボランティアニーズの収集と情報発信 (阪東)
- ◆ 道路情報、交通情報、宿泊情報等の提供 (東)

□ 帰宅困難者への対応

- ◆ 災害時帰宅支援ステーションの展開(コンビニ、外食事業者との連携)
- ◆ 鉄道・バス事業者等に対し、帰宅困難者の搬送を要請
- ◆ 従業員数の多い企業、大規模店舗、大規模集客施設に対し、帰宅困難従業員・来客の収容を要請 (東)
- ◆ ホテル、領事館等に外国人観光客の誘導・収容を要請

② シナリオ例(被災者の支援)

| | 避難所期 (被災直後の一時的な生活空間) | | 仮設住宅期 (住宅再建までの一時的な住まい、家族の独立した生活空間) |
|-------------|--|---|--|
| | 前期 | 安定期 | |
| 生活の状況 | <ul style="list-style-type: none"> 1 食料・物資 <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路の途絶や電気、ガス、水道などライフラインの寸断、膨大な被災者の発生などにより、食料、水、生活必需品が被災者に十分に届かない 2 避難所の居住環境 <ul style="list-style-type: none"> ・ 暑さ・寒さへの対応ができない ・ 断水でトイレ、風呂が利用できない ・ 多数の避難者で混雑 3 健康 <ul style="list-style-type: none"> ・ 食生活の偏りや、劣悪な環境、治療中断で心身の健康に影響 ・ 災害のストレスによる精神的不調 4 避難所の運営 <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災市町村職員が対応 ・ 避難住民による自治 | <ul style="list-style-type: none"> 1 食料・物資 <ul style="list-style-type: none"> ・ ニーズの多様化 ・ 食生活の改善 2 避難所の居住環境 <ul style="list-style-type: none"> ・ プライバシーの確保 ・ 悪臭・はえ・蚊の大量発生 3 避難所の運営 <ul style="list-style-type: none"> ・ 応援職員やボランティアへの依存 4 健康 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活不活発病等二次的な健康問題発生 ・ 災害のストレスによる精神的不調 5 その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活の不安、健康上の不安 | <ul style="list-style-type: none"> 1 応急仮設住宅の運営 <ul style="list-style-type: none"> ・ 孤独死の発生 ・ コミュニティづくり 2 その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活の不安、健康上の不安 ・ 災害のストレスによる精神的不調 |
| 必要な対応 | <ul style="list-style-type: none"> 1 食料・物資 <ul style="list-style-type: none"> ・ 救援物資調達・救援ルートの確保 2 避難所の居住環境 <ul style="list-style-type: none"> ・ 冷暖房機器などの整備、福祉避難所の確保、企業の研修施設・保養施設などの活用、広域避難受入 ・ 仮設トイレ、仮設風呂の応援、周辺施設の風呂の開放 3 健康 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保健師による健康相談 ・ 栄養士による食生活のチェック ・ 食生活、居住環境の改善 ・ こころのケアチームによる地域精神医療の補完 4 避難所の運営 <ul style="list-style-type: none"> ・ 応援職員等による支援、ボランティアによる支援 | <ul style="list-style-type: none"> 1 食料・物資 <ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティアなどによる支援 ・ 栄養士による栄養相談の実施 2 避難所の居住環境 <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所のバリアフリー化、間仕切り用パーティションの設置 ・ 災害廃棄物の早期撤去、害虫駆除等の衛生管理対策 3 避難所の運営 <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難者の自主運営への働きかけ 4 健康 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保健師等による健康相談 ・ 予防接種や健診など通常業務再開 ・ 支援者のメンタルヘルスに関する支援 5 その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所パトロール | <ul style="list-style-type: none"> 1 応急仮設住宅の運営 <ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニティに配慮した住戸配置、地域型仮設住宅の設置、集落ごとの集団入居、ふれあいセンターの設置 2 その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保健師等による健康相談強化、生活支援アドバイザー、民生委員・児童委員、健康アドバイザー、ボランティア等による支援、支援者のメンタルヘルスに関する支援 |
| 広域連合による支援調整 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 救援物資の供給調整 ○ 応援職員の派遣調整 ○ 広域避難の調整 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一時避難者受入可能施設の情報とりまとめと被災地への提供 ・ 被災者登録システムの活用、避難者への情報提供 ・ 避難先の生活・医療・雇用情報等のとりまとめと提供 ・ 傷病者の広域搬送・受入調整 ・ 要援護者、重症患者等の広域搬送・受入調整 ・ 被災農業者等への支援にかかるニーズ把握等を構成府県等と調整 ・ 家畜・ペット等の受入についてのニーズ把握と、構成府県等に要請 | | |

(3) 復旧・復興のシナリオ

復旧・復興期における被災地(者)の状況に応じた必要な対応及び広域連合による支援調整について定める。

① シナリオ項目

□ 復興ビジョンの策定

- ◆ 関西の復興ビジョンの策定 (阪) (東)
- ◆ 被災府県の復興計画の策定支援 (阪) (東)
- ◆ 復興戦略会議の設置 (阪) (東)
- ※ 事前復興計画的なシナリオの作成

□ 緊急復旧計画の策定支援

- ◆ まちづくり、住宅、産業、農林水産業、インフラ等緊急に復旧すべき分野の計画策定支援 (阪) (東)
- ◆ 策定の視点、想定すべき課題例、手順等の整理 (阪) (東)
- ※ 事前復興計画的なシナリオの作成

□ 被災者の生活復興支援

- ◆ 被災者の生活復興を支える各種対策の被災自治体への提言(コミュニティの維持、健康維持、心のケア、高齢者の見守り等) (阪) (東)

□ 住民主体の復興の促進

- ◆ 住民参加のまちづくりへの支援(専門家、コンサルタントの派遣等) (阪) (東)

□ 災害廃棄物(がれき等)処理の推進

- ◆ 撤去・処分方法：仮置き場、最終処分地の確保(市町内、府県内、域内調整の仕組み) (阪) (東)
- ◆ 輸送手段の想定 (阪) (東)
- ◆ 活用方法の検討：土木資材(地盤かさ上げ、防潮堤整備など)への活用等 (東)

□ 国等への提言

- ◆ 復旧・復興を促進するための施策、財政上の措置等、国や被災地に対する提言のとりまとめと発信 (阪) (東)

② シナリオ例(災害廃棄物(がれき等)処理の推進)

| | 発災時 | 一時撤去(域内仮置き場) | 仮置き場～中間処理 | 最終処分 |
|-------------|--|--|---|---|
| 被災地の状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・倒壊等家屋・建物の発生 ・津波・洪水による汚泥の堆積 ・津波・洪水による大量の浮遊物の流入 ・自動車、重機等大型廃棄物の発生 ・港の海底への廃棄物の沈殿(津波災害) | <ul style="list-style-type: none"> ・解体廃棄物の仮置き場への搬入 ・廃棄物運搬車両による交通渋滞 ・個人所有物の処分と保存の区分 | <ul style="list-style-type: none"> ・可燃・不燃・リサイクル資源の区分 ・廃棄物処理にかかる環境保全(大気、水質等) | <ul style="list-style-type: none"> ・最終処分場への輸送、処分 ・リサイクルの実施 ・廃棄物処理にかかる環境保全(大気、水質等) |
| 必要な対応 | <ul style="list-style-type: none"> ・倒壊家屋等建築物の解体・撤去(仮置き場への移動) ・汚泥のしゅんせつ ・運搬・輸送道路の確保 ・運搬業者の確保 ・作業用重機の手配 ・解体撤去に伴う健康対策(アスベスト、粉じん等) | <ul style="list-style-type: none"> ・不燃物と可燃物の区分(コンクリートガラ、木くず、土砂等) ・有害物質(産業廃棄物)の処理 ・処分量の把握と処分体制の確立 ・個人所有物の一時保管 ・交通整理 ・焼却施設の調整・確保 ・集合住宅の解体・補修の調整 | <ul style="list-style-type: none"> ・可燃ゴミの焼却処分 ・不燃物の最終処分場への搬出 ・リサイクルで活用可能なものの分別、廃材チップ化、埋立用材・建築資材 ・処分業者、処分場の確保 ・運搬手段の確保 ・リサイクル業者の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・不燃物の最終処分場の確保 ・木くずのチップ化等リサイクルと利用 ・海上輸送手段の確保 ・広域での最終処分場の調整・確保 |
| 広域連合による支援調整 | <p>○災害廃棄物(がれき等)処理計画の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・撤去・処分方法:仮置き場、最終処分地の確保(市町村内、府県内、域内調整の仕組み) ・輸送手段の想定 ・活用方法の検討:土木資材(地盤嵩上げ、防潮堤整備など)への活用等 | | | |

※ 今後、国の方針を確認しつつ、専門部会で検討

【検討予定項目】

- 被害想定、避難区域
 - ◆ 関係府県の被害想定や避難区域を踏まえて検討
- 放射性物質の拡散の影響
 - ◆ 大気、土地、海域、琵琶湖等への影響、代替水源の確保について検討
- 広域避難の受入
 - ◆ 避難者の受入対策の検討
 - ◆ 役所等の臨時移転の場合の検討
- モニタリング体制
 - ◆ 国、府県、市町村等が行う大気、土壌、水質、農水産物等のモニタリング体制の連携方策等の検討
- 被ばく医療、除染体制
 - ◆ 被ばく医療や放射能汚染物質の除染や処分の扱いについて検討
- 食の安全確保対策
 - ◆ 汚染農水産物等が流通しないしくみについて検討
- 風評被害対策
 - ◆ 風評被害の防止について検討
- 家畜移動対策
 - ◆ 府県域を越える家畜避難の広域受入調整の検討
- 事業者との協定
 - ◆ 情報提供の要請等を規定する協定の活用の検討

1 被害想定

- (1) 大阪湾での大規模高潮災害
 - ・ 伊勢湾台風級の台風の接近による高潮災害を想定
 - ・ 大阪湾高潮対策協議会による被害想定を活用
- (2) 大河川の洪水氾濫災害
 - ・ 琵琶湖淀川等の大河川における洪水氾濫災害を想定(災害時のダム・瀬田川洗堰等のより適切な運用を検討)
 - ・ 近畿地方整備局による被害想定を活用

2 災害への備え

地震・津波対策編の対応に加え、風水害特有の課題・対応を記載

3 災害への対応

地震・津波対策編の対応に加え、風水害特有の課題・対応を記載

感染症対策編

(1) 新型インフルエンザ対策

□ 海外発生時

- ◆ 患者発生に係る早期通報体制の確立(情報の共有)
- ◆ 医療体制に係る情報の共有
- ◆ 府県民へのメッセージの発出

□ 国内発生時

- ◆ 患者発生に係る早期通報の徹底
- ◆ 医療体制に係る情報の共有
- ◆ 医療体制充実に係る国への提案
- ◆ 府県民へのメッセージの発出

□ 圏域内発生時

- ◆ 患者発生に係る早期通報体制の徹底
- ◆ 医療体制に係る情報の共有
- ◆ 社会活動制限の連携実施(イベントの自粛、学校の休業等)
- ◆ 風評被害対策の実施
- ◆ 財政支援等に関する国への提案
- ◆ 府県民へのメッセージの発出

(2) 高病原性鳥インフルエンザ対策

□ 広域連合対策本部会議・近畿ブロック等高病原性鳥インフルエンザ対策協議会の合同開催

□ 国、協議会、広域連合が調整して進める対策

- ◆ 発生情報の早期通報体制の確立(情報の共有)
- ◆ 感染拡大防止対策の強化
 - 家畜防疫員の派遣
 - 消毒剤・防護具等の資機材の融通

□ 広域連合と構成府県が調整して進める対策

- ◆ 風評被害対策の実施
- ◆ 府県民へのメッセージの発出

今後の検討事項

今後の検討項目

□ 災害の範囲

次の災害について、計画の対象に含めるかを検討

- ◆ 鉄道事故災害、航空事故災害等の事故災害
- ◆ 口蹄疫等の危機管理事案
- ◆ 国民保護事案 等

□ 広域防災局被災時の対応

広域防災局が甚大な被害を受けた場合、代替の事務局を定めるかを検討

